

農林水産商工委員長報告

令和7年9月定例会

農林水産商工委員長報告をいたします。

農林水産商工委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「使用料及び手数料の額の改定等に関する条例」の条例案1件、「県の行う建設事業に対する市町村の負担について」の一般事件案1件、「令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）」など予算案3件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第100号議案「令和7年度島根県一般会計補正予算（第3号）」についてであります。

まず、農林水産部所管の「ツキノワグマ対策事業」について、委員から、市街地に現れたクマに銃器を使用した捕獲を可能とする緊急銃猟の運用開始に伴う、関係者の反応について質問がありました。執行部から、県内の捕獲者からは緊急銃猟の手順に不安があるといった声が上がっているが、今後、各市町村や猟友会等の関係者において具体的な手順を確認するなど理解が深められていくと考えており、県としても様々な声に丁寧に対応していきたいとの回答がありました。

次に、農林水産部・商工労働部共管分の「県産酒米確保緊急支援事業」について、委員から、酒造メーカーに対する県の購入費補助に加え、国において酒米生産者への支援策が示されたことは、酒米価格の急激な高騰に対する緩和措置として大変有効である。支援策の内容や要件を確認しながら、飼料用米やWC Sについても引き続き国に対してしっかりと支援を求めてほしいとの意見がありました。

次に、商工労働部所管の「省力化投資等支援事業」について、委員から、この事業は、2億3100万円の予算に対して半年間で約300万円の執行に留まっており、申請状況は大変低調と言えるため、補助要件の見直しによる今後の申請状況や予算執行状況をしっかりと見定め、必要に応じてさらなる要件の見直しなどの検討を進めてほしいとの意見がありました。

また、複数の委員からは、柔軟な対応を求める意見も出されました。

さらに、別の委員から、中小企業・小規模事業者への支援については迅速な対応が求められており、実情に即した現実的な支援策を講じるべきであるとの意見がありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、農林水産部所管事項についてであります。

委員から、現在の米価は生産者にとって適正価格と言えるが、国が米価を管理する仕組みがない中で、今後もこの状況が続くかは不透明であり、県として適正価格の維持をどのように考えているかとの質問があり、執行部から、国の「需要に応じた生産」の方針は変わらないと認識しているが、中山間地域の多い島根県にとって特に重要である米価下落時のセーフティネットについて、今後のコメ政策、水田政策全体の動向を注視しながら、必要に応じて国に要望していきたいと回答がありました。

次に、商工労働部所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「ＩＴ産業・デジタル人材育成について」では、委員から、取組の方向性を評価するところであり、今後、検討を進められる職業能力開発短期大学校における教育環境の充実をどのように進めていくのかとの質問に対し、執行部からは、先進地視察や、既存の学校及び企業の声を聴くなどし、高度なＩＴ分野を学べる教育環境の整備を進めていきたいとの回答がありました。

次に、委員から、国は２０３０年代半ばまでに最低賃金を１，５００円とする目標を２０２０年代に前倒しする方針を示した。今後５年間という短期間で県内の中小企業・小規模事業者が生産性向上と賃上げを両立させることは極めて困難である。国が具体的な支援ロードマップを示さない現状では、原材料費・人件費の高騰により利益を確保できていない事業者は、コロナ融資の返済に窮するだけでなく、賃上げ対応のための設備投資の原資の調達も厳しい状況であるとの意見がありました。

そこで、当委員会としては、多くの中小企業・小規模事業者が各種助成金等を受給し、最低賃金の引上げへの対応ができるよう、十分な予算を確保し、抜本的な支援策を早急に実施することを国に対して要望すべきとの結論に至り、全会一致をもって意見書を提出すべきとの結果でありました。

なお、この意見書については、後ほど岡本議員から提案理由を説明いたしますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

以上、農林水産商工委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。